

# 情報理論とその応用シンポジウム奨励賞の選奨規程

情報理論とその応用サブソサエティ  
2011年3月15日制定  
2011年9月26日改訂  
2015年9月14日改訂

## 1. 奨励賞の目的

第1条 情報理論とその応用サブソサエティは、多数の優秀な若手研究者を育成し、本サブソサエティを活性化するために、情報理論とその応用シンポジウム奨励賞(SITA 奨励賞)を制定する。

## 2. 対象者の資格

第2条 受賞の有資格者は、情報理論とその応用シンポジウム(SITA シンポジウム)において、筆頭著者として論文を発表した正員及び学生(非学生員を含む)のうち、SITA シンポジウム開催時の就学年度から36年前の就学年度の4月2日以降に出生した者とする。ただし、過去にSITA 奨励賞を受賞した者は対象外とする。

## 3. 表彰

第3条 表彰は有資格者の3%を目処に、受賞論文名が記載された賞状ならびに副賞(賞金1編3万円)を次年度のSITA シンポジウムで授与することにより実施する。SITA 奨励賞の授与は、本サブソサエティ長が行う。

## 4. 奨励賞選考委員会

第4条 サブソサエティ長は、各分野のバランスを考慮し、SITA 奨励賞選考委員会を設置する。

## 5. 審査方法

第5条 SITA 奨励賞選考委員会は、論文内容、発表内容を考慮した上で奨励賞受賞候補者を選定する。

## 6. 選考結果報告

第6条 委員長は、受賞候補者（案）が決定した時は、候補者氏名、所属および講演題目を記した調書を作成し、本サブソサエティ長に報告する。

付則

本規程の改訂は、SITA サブソサエティ委員会の承認を得るものとする。

本規程は、SITA サブソサエティの Web で公開する。

本規程は、2015年に開催される SITA シンポジウムまで適用する。

以上